

身体障害者診断書・意見書（肢体不自由障害用）

総括表

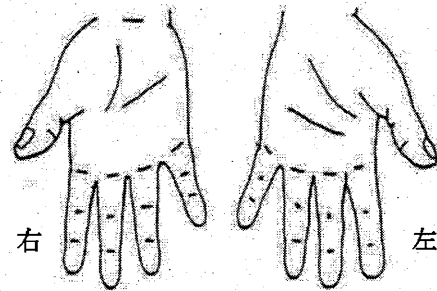
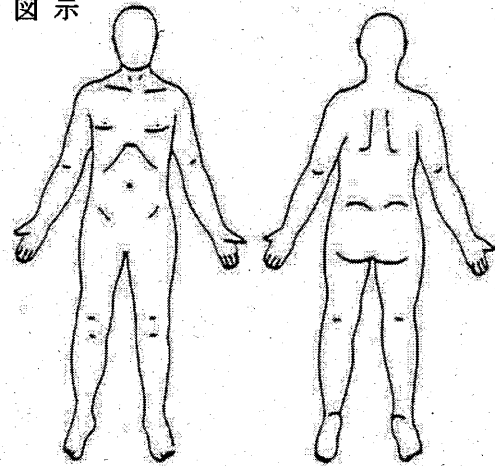
氏名	年 月 日生（ 歳）	男 女
住所		
① 障害名（部位を明記）		
② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 自然災害、疾病、先天性、その他（ ）	
③ 疾病・外傷発生年月日	年 月 日・場所	
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）		
障害固定又は障害確定（推定）		年 月 日
⑤ 総合所見		
〔将来再認定 要（軽度化・重度化）・不要〕 〔再認定の時期 年 月〕		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日		
病院又は診療所の名称		
所 在 地		
診療担当科名		科 医師氏名 印
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕		
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		
・該当する（ ）級相当		
・該当しない		
注意		
1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、痺心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。		
2 肢体不自由のある者の場合は、全ての肢体不自由について記入してください。		
3 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、歯科医師による診断書・意見書（様式第2号 別紙2（その2））を添付してください。		
4 障害区分や等級決定のため、愛知県から改めて次ページ以降の部分についてお問合せをする場合があります。		

肢体不自由の状況及び所見

神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見（該当するものを○で囲み、追加所見がある場合は、余白又は備考欄に記入すること。）

- 1 感覚障害（下記図示）：なし・感覚脱失・感覚麻痺・異常感覚
- 2 運動障害（下記図示）：なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
- 3 起因部位：脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
- 4 排尿・排便機能障害：なし・あり
- 5 形態異常：なし・あり

参考図示



	右	左
上肢長 cm		
下肢長 cm		
上腕周径 cm		
前腕周径 cm		
大腿周径 cm		
下腿周径 cm		
握力 cm		

×変形 ■切離断 ▨感覚障害 ▨運動障害

（注）関係ない部分は記入不要

歩行能力（補装具なしで）正常に可能： m以上歩行不能

起立位（補装具無しで）正常に可能： 分以上困難：片脚での起立位保持（可・不可）

動作・活動 自立—○ 半介助—△ 全介助又は不能—×、（ ）の中のものを使うときはそれに○を付けること。

寝返りをする		シャツを着て脱ぐ	
足を投げ出して座る		ズボンをはいて脱ぐ（自助具）	
椅子に腰掛ける		ブラッシュで歯を磨く（自助具）	右 左
立つ（手すり、壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具）		顔を洗いタオルでふく	
家の中の移動（壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具、車椅子）		タオルを絞る	
洋式便器に座る		背中を洗う	
排泄の後始末をする	右 左	二階まで階段を上って下りる（手すり、つえ、松葉づえ）	
（箸で）食事を（スプーン、自助具）	右 左	屋外を移動する（家の周辺程度）（つえ、松葉づえ、車椅子）	
コップで水を飲む	右 左	公共の乗物を利用する	

注：身体障害者福祉法の等級は機能障害（impairment）のレベルで認定されますので（ ）の中に○が付いている場合、原則として自立していないという解釈になります。

計測法：

上肢長：肩峰→橈骨茎状突起 大腿周径：膝蓋骨上縁上10cmの周径  
 下肢長：上前腸骨棘→（脛骨）内果（小児等の場合は別記）  
 上腕周径：最大周径 下腿周径：最大周径  
 前腕周径：最大周径

関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）（この表は必要な部分を記入）

筋力テスト（ ）	関節可動域	筋力テスト（ ）	関節可動域	筋力テスト（ ）
（ ）前屈	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	後屈（ ）	（ ）左屈	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180
（ ）前屈		後屈（ ）	（ ）右屈	
（ ）屈曲	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	伸張（ ）	（ ）伸張	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180
（ ）外転		内転（ ）	（ ）内転	
（ ）外旋		内旋（ ）	（ ）内旋	
（ ）屈曲		伸張（ ）肘（ ）	伸張（ ）	屈曲（ ）
（ ）回外		回内（ ）	前腕（ ）	回内（ ）
（ ）回外		回内（ ）	回外（ ）	回外（ ）
（ ）掌屈		背屈（ ）	手（ ）	背屈（ ）
（ ）屈曲		伸張（ ）	中指（ ）	伸張（ ）
（ ）屈曲		伸張（ ）	示指（ ）	伸張（ ）
（ ）屈曲		伸張（ ）	中指（ ）	伸張（ ）
（ ）屈曲		伸張（ ）	環指（ ）	伸張（ ）
（ ）屈曲		伸張（ ）	小指（ ）	伸張（ ）
（ ）屈曲		伸張（ ）	近位指節（PIP）	伸張（ ）
（ ）屈曲		伸張（ ）	中位指節（PIP）	伸張（ ）
（ ）屈曲		伸張（ ）	遠位指節（PIP）	伸張（ ）
（ ）屈曲		伸張（ ）	小指（ ）	伸張（ ）
（ ）屈曲	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	伸張（ ）	（ ）伸張	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180
（ ）外転		内転（ ）	（ ）内転	
（ ）外旋		内旋（ ）	（ ）内旋	
（ ）屈曲		伸張（ ）	膝（ ）	伸張（ ）
（ ）底屈		背屈（ ）	足（ ）	背屈（ ）

反射異常

上肢腱反射		下肢腱反射		バビンスキー反射		備考	
右	左	右	左	右	左	右	左

- 注：
- 1 関節可動域は、他動的な可動域を原則とする。
  - 2 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
  - 3 関節可動域の図示は←→のように両端に太線をひき、その間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に破線（≌）を引く。
  - 4 筋力については、表（ ）に×△○印を記入する。例示  
×印は、筋力が消失または著減（筋力0. 1. 2. 該当）  
△印は、筋力半減（筋力3該当）
  - 5 ○印は、筋力正常またはやや減（筋力4. 5該当）
  - 6 （PIP）の項母指は（IP）関節を指す。DIPその他手の対立内外転等の表示は必要に応じて備考欄を用いる。
  - 7 図中塗り潰した部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。

（×）伸張 屈曲（△）